

つくばみらい市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 平成29年8月10日(木) 午後1時30分から午後2時03分

2. 開催場所 つくばみらい市役所谷和原庁舎3階 全員協議会室

3. 出席者

農業委員(10人)

会 長	6番	齊 藤 常 夫
会長職務代理者	5番	中 山 雅 史
委 員	1番	谷 口 眞 一
委 員	2番	菊 地 典 夫
委 員	3番	豊 島 利 夫
委 員	4番	栗 原 哲
委 員	7番	羽 田 茂
委 員	8番	宮 田 一日出
委 員	9番	飯 泉 秀 夫
委 員	10番	矢 口 剛

農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	古 谷 隆 夫
事務局長補佐	石 神 正 夫
主 査	中 山 幹 夫
係 長	大久保慎太郎

4. 欠席委員

なし

5. 傍聴者

なし

6. 議案

議案第1号	農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第2号	農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について
議案第3号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可について
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)

- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（中間管理事業）
- 議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

報告事項

- ①農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について
- ②農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について
- ③制限除外の農地の移動届について

7. 会議の概要

1. 事務局（古谷事務局長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年8月の定例総会を開催いたします。

なお、携帯電話等については、電源を切るか又はマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

それでは、はじめに齊藤会長より皆様にご挨拶申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

8月の定例総会開催にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まずは大変お忙しい中、しかも暑い中、総会に出席して頂きましてありがとうございます。また、現地確認、農地パトロール、さらには遊休農地調査等々、日ごろから精力的に取り組んで頂いていることに対しましても、心から感謝申し上げます。

報告しておきたいことが1点あります。7月3日に「つくばみらい市農業再生協議会総会」が、7月27日には「つくばみらい市穀物改良協議会総会」がありまして、農業委員会を代表して私が出席してきました。この会議の中で話題になったのが、「縞葉枯れ病」の対策であります。つくばみらい市にも徐々に広がりつつありまして、非常に心配しているところです。新聞報道でご承知の方も多いと思いますが、筑西市をはじめとした県西地区では、無人ヘリ66台による大々的な防除作業をしています。

つくばみらい市でも被害が深刻化する前に、広範囲な防除対策をする必要がありますが、まだ、その環境が整っていません。現在は、つくばみらい市の補助が農薬代の20%、JA茨城みなみさんが5%であります。これだけでは農家負担が大きくて全体的に取り組むには無理があると思っています。

現在、広範囲な駆除を目指してJA茨城みなみさんが各方面に働きかけしている段階ですが、農業委員会としても協力できるところは協力して、深刻化する前に対策していきたいと考えます。その際は、皆さんにもご協力をお願いいたします。

最後に、いよいよ稲刈りの時期になってまいりました。9月の現地確認、総会、そして農地パトロールの実施日は、稲刈りの真只中と思いますが、農業委員会業務を最優先でご協力くださるようお願いいたします。

本日の総会は、議案6件と報告事項3件となっています。皆様の精力的な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

1. 事務局（古谷事務局長）

ありがとうございました。

本日の出席委員は、農業委員10名中10名であります。委員の出席人数が定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、つくばみらい市農業委員会会議規則第4条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は齊藤会長をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

1. 議長（齊藤会長）

それでは、暫時議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員の選任ですが、私議長にご一任していただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

異議なしの声がございましたので、異議なしと認め、指名させていただきます。

5番中山会長職務代理者、7番羽田委員を議事録署名委員に選任いたします。

よろしく申し上げます。

書記については事務局でお願いします。

それでは、議案審議に入らせて頂きます。

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。本議案は4件の案件が提出されています。このうち受付番号4番は、議案第2号の案件と一体的な案件ですので、議案第2号と一緒に審議していきたいと思っております。従いまして、まず受付番号1番から3番を審議したいと思っております。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（大久保係長）

議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

今月の農地法第5条の規定による転用許可申請は4件となっております。

1 ページをご覧ください。受付番号1番、申請理由は資材置場のための売買となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■，登記田，現況畑，面積304㎡，同じく■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑，面積1,439㎡，同じく■■■■番■■■■，地目は登記現況とも畑，面積37㎡，同じく■■■■番■■■■，地目は登記田，現況畑，面積558㎡です。合計4筆で、面積が2,338㎡になります。

続きまして受付番号2番、申請理由は工事用仮設用地のための使用貸借となっております。申請地は■■■■字■■■■番■■■■，地目は登記現況ともに畑，面積268.18㎡となっております。

続きまして受付番号3番、申請理由は自己住宅建築のための売買、申請地は■■■■字■■■■番■■■■，登記畑，現況雑種地，面積は282㎡，同じく■■■■番■■■■，登記畑，現況雑種地，面積は1.55㎡の合計2筆，283.55㎡でございます。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて現地確認及び書類審査の報告をお願いします。

受付番号1番、2番につきまして、伊奈地区を担当していただきました調査部会2班の8番宮田委員よりお願いいたします。

1. 宮田委員

ご報告申し上げます。8月3日、午前8時50分より谷和原庁舎におきまして、書類審査をしまして、その後、古谷局長、大久保係長、齊藤会長、豊島委員、矢口委員と私で現地確認を行いました。

受付番号1番、地図は2ページになります。

伊奈地区の青木住宅に隣接した斜線の箇所です。この北側、東側も住宅が建っています。野菜などが植えてあってよく管理されたところですよ。

申請地の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため第2種農地と判断いたします。申請者は、申請地2,338㎡を利用し、砂利、山砂、土砂、残土及びU字溝、塩ビ柵等の建設用資材を置き、小・中型トラック及びバックホー等の建設機械を駐車する計画となっております。

事業計画に関する書面、事業経歴書等により、資材置場としての許可要件を満たしていると考えます。各委員のご審議をよろしくお願いいたします。

続きまして、受付番号2番、地図は3ページになります。

伊奈地区の山谷集落の東の位置になります。周辺は牧草や水稻が作付けされています。現地は道路と同じぐらいの高さになっていて、きれいになっていました。

申請地の農地区分は、農用地区域内にある農地となっております。申請者は、申請地2

68. 18㎡を隣接地に新設する携帯電話無線基地局の工事用仮設用地として約6か月間、一時使用する計画となっております。関係法令との調整も行っており、事業計画に関する書面等により工事用仮設用地としての許可要件を満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

続いて、受付番号3番について、谷和原地区を担当して頂いた調査部会3班の1番谷口委員より報告をお願いいたします。

1. 谷口委員

私からは、受付番号3番の書類審査、現地調査の結果についての報告になります。

8月3日、午後1時30分より齊藤会長、飯泉委員、栗原委員そして私と、古谷局長、大久保係長の計6名で行いました。

地図は4ページになります。場所は開智学園の北側に位置しており、関東鉄道新守谷駅から300メートル以内に位置することから第3種農地と判断いたします。

なお、この申請地は平成28年4月に[]さんを譲受人として5条の申請があり、許可されたものです。それと[]番[]、面積1.55㎡も宅地の一部となります。

関係法令との調整も行っており、自己住宅建築のための許可要件を満たしているものと考えます。

各委員のご審議の程よろしくをお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、早速審議に入ります。

受付番号1番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号2番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

ないようですので、受付番号3番について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。
（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

意見がないようですので、採決いたします。議案第1号の受付番号1番から3番まで、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。
（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、議案第1号の受付番号1番から3番までは、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第1号の受付番号4番及び議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

1. 大久保係長

それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」の受付番号4番についてご説明させていただきます。

申請理由は長屋住宅建築のための使用貸借となっております。申請地は、 字
 番 ，登記現況とも畑，面積は270㎡でございます。

続いて、6ページをご覧ください。議案第2号「農地法第4条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定について」をご説明いたします。

受付番号1番，申請理由は長屋住宅建築となっております。申請地は、 字
 番 ，登記現況とも畑，面積は955㎡， 字 番 ，登記現況とも畑，面積は427㎡の合計2筆，1,382㎡でございます。議案第1号の受付番号4番と同一事業になります。申請地面積を合計しますと，3筆で，1,652㎡になります。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、現地確認及び書類審査の結果の報告をお願いします。

2件まとめてお願いしたいと思います。谷和原地区を担当していただいた調査部会3班の9番飯泉委員よりお願いします。

1. 飯泉委員

8月3日に行った書類審査と現地確認について、報告をいたします。

当日は、齊藤会長、谷口委員、栗原委員それに私、事務局から古谷局長、大久保係長の合計6名で現地調査を行いました。

議案第1号の受付番号4番ですが、議案第2号の受付番号1番と一体的な事業となっております。地図はどちらも5ページになります。

まず、農地法第5条の規定による転用許可申請に対する進達意見の決定にきましては、受付番号4番ですが、父が子の土地を借りて事業を行います。議案第2号の受付番号1番は、父の名義になっています。

現地を見た限りでは、今回申請のあった土地の手前に、平成27年の6月に申請があつて許可された長屋住宅が建設されております。今回、開発行為に伴って前面道路が拡張されており、既存道路より広がって5メートルの道路になっております。

この2件の農地区分は、住宅等が連たんしており、農地規模が10ha未満の区域に位置する農地であるため2種農地と判断いたします。また、申請者は、申請地3筆合計で、1,652㎡を利用し、長屋住宅2棟16世帯を建築する計画となっております。

関係法令との調整も行っており、共同住宅建築のための許可要件をすべて満たしていると考えます。

各委員のご審議をお願いいたします。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

現地調査の報告が終わりましたので、審議に入ります。

審議は議案第1号の受付番号4番及び議案第2号について併せて審議していきたいと思っております。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議長（齊藤会長）

意見がないようですので、採決いたします。

議案第1号の受付番号4番及び議案第2号について、原案のとおり許可相当として意見進達することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

全員賛成により、原案のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

1. 議長（齊藤会長）

続いて、議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 大久保係長

議案第3号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可について」をご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請は1件となっております。

7ページをご覧ください。受付番号1番、申請地は■字■■■■番、地目は登記現況とも畑、面積138㎡の自作地、契約内容は売買で10a当たり29万円となっております。農地法第3条第2項各号につきましては、別紙「農地法第3条調査書」をご覧ください。以上です。

1. 議長（齊藤会長）

事務局の説明が終わりましたので、調査部会の報告をお願いします。

谷和原地区を担当していただきました、調査部会3班の4番栗原委員よりお願いいたします。

1. 栗原委員

8月3日の午後1時30分から齊藤会長、谷口委員、飯泉委員、私、事務局から古谷局長、大久保係長の6名で、書類審査及び現地調査を行いましたので結果を報告いたします。

受付番号1番、地図は8ページになります。

申請地は東櫛戸・台線から少し入ったところにありまして、現況は竹の笹のようなものが生えている状況ですが、畑としての利用は支障ないと思います。こちらの近隣が以前にも3条の申請があったところでもあります。

申請者は自作地約149アールを耕作しており、世帯員の常時従事者は1名で、野菜を作付する農家です。申請地は、登記現況とも畑、1筆138㎡で規模拡大のため売買により譲り受け、野菜を作付けする予定です。

以上のことから、農機具等も所有しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えますので、許可しても差し支えないと思われ

各委員のご審議をお願いいたします。以上です。

1. 議 長（齊藤会長）

ありがとうございました。

調査部会の報告が終わりましたので、早速審議いたします。

議案第3号について、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質疑がないようですので、採決いたします。

議案第3号について、許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございます。

全員賛成により、議案第3号は、原案のとおり許可することといたしました。

1. 議 長（齊藤会長）

続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を議案といたします。

事務局の説明をお願いします。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。9ページをご覧ください。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）」を総括表によりご説明いたします。

更新案件といたしまして、田が2筆5,710㎡、合計2筆で、5,710㎡となります。利用権設定開始は9月1日となります。

詳細につきましては、10ページをご覧ください。

1. 議 長（齊藤会長）

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

一括して審議を行います。

議案第4号について、ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、議案第4号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (石神事務局長補佐)

それではご説明いたします。11ページをご覧ください。

議案第5号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(中間管理事業)」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が12筆13,777㎡,畑が4筆で、4,613㎡,合計で16筆18,390㎡となります。貸手が3人,借手が1団体となります。更新はありません。詳細は12ページをご覧ください。

1. 議 長 (齊藤会長)

説明が終わりましたので、これより審議いたします。

議案第5号について一括して審議を行います。ご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

議案第5号について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長（齊藤会長）

全員賛成により、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。資料の(案)を削除願います。

1. 議 長（齊藤会長）

続いて、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局（石神事務局長補佐）

それではご説明いたします。13ページをご覧ください。

議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について」を総括表によりご説明いたします。

新規で、田が12筆13,777㎡、畑が4筆4,613㎡、合計で16筆18,390㎡となります。地権者が3人、配分を受ける方が2人となります。期間は平成29年9月1日からとなっております。

こちらについては、市から意見を求められているものです。詳細は14ページになります。

1. 議 長（齊藤会長）

はい、ありがとうございました。

これより審議を進めて参りますが、1番から14番までは中山会長職務代理者が議事参与となっております。従いまして、二つに分けて審議を進めていきます。まず1番から14番を審議いたしますので、中山会長職務代理者は退席願います。

（中山会長職務代理者退席）

1. 議 長（齊藤会長）

それでは、受付番号1番から14番を審議いたします。

こちらについてご質問ご意見のある方の挙手を求めます。

（挙手なし）

1. 議 長（齊藤会長）

質問がないようですので採決いたします。

受付番号1番から14番までについて、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、受付番号1番から14番までは、承認することに決定いたしました。

中山会長職務代理者の入室を許可します。

(中山会長職務代理者入室)

1. 議 長 (齊藤会長)

続いて、議案第6号の受付番号15番から16番を審議いたします。

こちらについて、ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

1. 議 長 (齊藤会長)

質問がないようですので採決いたします。

受付番号15番、16番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

1. 議 長 (齊藤会長)

全員賛成により、受付番号15番、16番についても原案のとおり承認することに決定いたしました。

1. 議 長 (齊藤会長)

審議事項は以上です。これより報告事項となります。

事務局の説明を求めます。

1. 事務局 (古谷事務局長)

報告事項 ①「農地法第5条の規定による市街化区域内農地の転用届出に対する専決処分について」を報告いたします。15ページをご覧ください。

今回、転用届出に対する専決処分は2件となります。

受付番号1番は紫峰ヶ丘の土地です。譲受人、譲渡人はこちらに記載のとおりです。申請理由は自己住宅を建てるための売買になります。地目は登記宅地、現況は畑です。面積は237.26㎡です。

続きまして、受付番号2番、こちらは小絹地区です。駐車場にするための転用で売買になります。登記、現況ともに畑、面積は379㎡です。

以上2件になります。

続きまして報告事項②「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書について」を報告いたします。16ページをご覧ください。

今回の合意解約は1件となります。先ほど議案第3号でご審議を頂きました畑、138㎡です。所有者が売買したく返還するものです。

最後に、報告事項③「制限除外の農地の移動届について」を報告いたします。17ページをご覧ください。今回は2件ありました。

受付番号1番、申請理由は伊奈東中学校の校舎大規模改修工事の現場事務所を建てたいことから、つくばみらい市からの届出になります。地目は登記現況ともに畑、面積は、1,433㎡になります。

続いて受付番号2番、こちらの申請は、携帯電話無線基地局を建てるためのものです。地目は登記現況ともに畑、面積は全体で1,300㎡あるうちの、319.82㎡になります。

報告は、以上です。

1. 議長（齊藤会長）

ありがとうございました。

以上で本日予定しました議題は、すべて終了しました。

これで、8月定例総会を閉会いたします。